

入札公告(事後審査対象案件)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年6月5日(水)
日本下水道事業団 契約職
東日本本部長 渡辺 志津男

1. 業務の概要

- (1) 公告No. 東本再06-008
- (2) 業務名 令和6年度益子町益子浄化センター再構築基本設計(ストックマネジメント全体計画)業務委託
- (3) 業務内容 本業務は、益子浄化センターに係る再構築基本設計(ストックマネジメント全体計画)を行うものである。
益子浄化センター オキシデーションディッチ法 【今回設計対象日最大汚水量2,500m³/日】
(対象業務)
ストックマネジメント全体計画 一部
・益子浄化センター
ストックマネジメント実施計画(調査) 一式
・益子浄化センター
ストックマネジメント実施計画(計画策定) 一式
・益子浄化センター
(今回対象業務)
ストックマネジメント全体計画 一部
・益子浄化センター
- (4) 履行期間 令和6年度～令和7年度
(今回対象業務 契約締結日の翌日から令和7年1月15日(水)まで)
- (5) 業務地名 栃木県芳賀郡益子町地内
- (6) 必要職種 土木、建築、機械、電気
(今回対象業務 土木、建築、機械、電気)
- (7) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (8) 本業務は、開札後に落札決定を保留し、競争参加資格の確認の後に落札決定を行う事後審査方式の業務である。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号。以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団における令和5・6年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格(業種区分を建設コンサルタント業務とするものに限る。)の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続の開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加申請書(以下「事前申請書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について(昭和59年7月2日付経契発第13号)に基づく指名停止を「関東区域」において受けていないこと。
事前申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に益子町又は栃木県より指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 過去10年間に、下水道事業における終末処理場若しくはポンプ場の再構築基本設計(実施計画)、再構築基本設計(長寿命化計画)、再構築基本設計(アセットマネジメント手法活用実施計画)、改築診断、改築実施計画、劣化診断のいずれかの業務に関する実績を有すること。ただし、参加表明者にこの実績がない場合であっても、配置予定管理技術者が管理技術者として同様の実務経験を有する場合は、この実績を有する者とみなす。
- (6) 次の要件を満たす技術職員を保有する者であること。
 - ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道—下水道」とするものに限る。))以下同じ。)の資格を有する者を保有すること。

- ② 公募範囲の必要職種ごとに、次のいずれかの業務について、7年以上の実務経験を有する技術者を保有し、かつ、過去3か年間に3ヶ所以上（日本下水道事業団に限らず、地方公共団体の業務を含む。）の実務経験（補助としての業務経験を除く。）を有する技術者を保有すること。
ア 下水道事業における終末処理場若しくはポンプ場の再構築基本設計（実施計画）、再構築基本設計（長寿命化計画）、再構築基本設計（アセットマネジメント手法活用実施計画）、改築診断、改築実施計画、劣化診断に関する業務
イ 下水道事業における終末処理場又はポンプ場の実施設計業務

(7) 次に掲げる技術職員を、当該業務に配置できること。

- ① 管理技術者が、技術士の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として下水道事業における次のいずれかの業務の実務経験を有する者であること。また、管理技術者が令和4年度に管理技術者として従事し完了した業務のうち60点未満の業務がないこと。
ア 下水道事業における終末処理場若しくはポンプ場の再構築基本設計（実施計画）、再構築基本設計（長寿命化計画）、再構築基本設計（アセットマネジメント手法活用実施計画）、改築診断、改築実施計画、劣化診断に関する業務
イ 下水道事業における終末処理場又はポンプ場の実施設計業務（基本設計を含むものに限る。）
- ② 担当技術者（今回対象業務の必要職種ごとに配置）が、以下のア）又はイ）のいずれかに該当する者であること。
ア）技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として公募型競争入札方式等における担当技術職員の実務経験に係る運用基準（平成14年3月8日計設発第5号）（以下、運用基準）で定める年数以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査（ただし、試験研究に関する調査を除く。）、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者（建築の職種にあっては、一級建築士の資格を有する者（ストックマネジメント業務を除く。））であり、かつ技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として運用基準で定める年数以上の下水道事業又は農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査（ただし、試験研究に関する調査を除く。）、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者）であること。
イ）別紙により担当技術者又は暫定担当技術者として配置することができることとされた者であること。
- ③ 照査技術者（今回対象業務の必要職種ごとに配置）が、技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査（ただし、試験研究に関する調査を除く。）、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者（建築の職種にあっては、一級建築士の資格を有する者）であり、かつ、管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の下水道事業又は農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査（ただし、試験研究に関する調査を除く。）、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者）であること。
- ④ 管理技術者及び主な担当技術者（暫定担当技術者であるものを除く。）については、管理技術者又は担当技術者としての手持業務（契約金額が1000万円以上の業務に限る。）が10件以下であること。ただし、主な担当技術者（暫定担当技術者であるものを含む。）とは次の職種とする。
- 土木 □建築 ■機械 ■電気 ※ ■は主な担当技術者の職種とする。

3. 入札手続等

(1) 担当部署

〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル4F
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課
電話 03-3818-1212 FAX 03-3818-3524

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 令和6年6月5日（水）から令和6年6月12日（水）

② 入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により無料で交付するので、担当部署へその旨を申し出ること。

③ URL <https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=06A0062006000600>

④ パスワード 入札情報公開システムに記載のとおり

(3) 事前申請書の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は次のとおり持参、郵送、又は託送により、事前申請書を提出すること。なお、期限までに事前申請書を提出しない者は本競争に参加することができない。（入札説明書13(12)に示す別記様式-1の2(指名停止措置についての通知書)を併せて提出すること。）

① 提出期間 令和6年6月5日（水）から令和6年6月12日（水）までの10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）による場合は、提出期間中に必着のこと。ただし郵送の場合に限り、提出期限日の前日（その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日）までの消印のものは有効とする。）

② 提出場所 (1)に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送等によること。ファックスによるものは受付けない。

(4) 事前申請書を提出できる者の範囲

事前申請書を提出できる者の範囲は、申請書を提出する時において、上記2(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。

(5) 競争参加資格確認申請書(以下「事後申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下、「事後資料」という。)の提出期間及び方法

開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)は、次の方法により事後申請書及び事後資料を提出するものとする。

① 提出期限 開札日(当初の落札候補者の入札が無効になった場合等により、新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)の翌々日(その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその翌日)16時00分まで。

② 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送等によるものとし、ファックスによるものは受付けない。電子入札システムにより提出する場合であって、事後申請書及び事後資料の合計ファイル容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

③ 持参若しくは郵送等による場合又は紙入札方式による場合の提出場所は(1)に同じ。

(6) 入札書提出期間、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得たものは、紙により(1)まで持参又は郵送等によること。ファックスによるものは認めない。

① 提出期間

・電子入札システムによる場合

令和6年6月21日(金)から令和6年6月26日(水)までの10時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

・紙入札による場合

令和6年6月21日(金)から令和6年6月26日(水)までの10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

提出場所 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル4階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
電話03-3818-1212

② 開札日時 令和6年6月27日(木) 9時50分

③ 開札場所 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル5階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 入札室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付

(保証金取扱店 みずほ銀行新橋支店)。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のないものが行った入札、事前申請書、事後申請書又は事後資料に虚偽の記載をした者の入札、事前申請書の提出のない者のした入札、日本下水道事業団一般競争入札心得(電子入札用)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時において2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のないものに該当する。

(4) 落札者の決定方法

日本下水道事業団会計規程(昭和48年規程第8号)第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち最低の価格を持って有効な入札をしたものを落札者とすることがある。また、低入札価格調査を実施する場合は資料提出等の協力を行うこと。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 今回対象業務に直接関連する他の業務の契約を今回対象業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

この場合において、関連契約で配置する管理技術者は、原則として本業務で配置した管理技術者と同一でなければならない。ただし、本業務の成績評定点が60点未満の場合は、本業務で配置した管理技術者を関連契約の管理技術者とすることができない。

- (8) 当該業務は今後、日本下水道事業団が公告又は公示する案件において管理技術者の手持業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が1000万円未満の場合は、この限りではない。
- (9) 本業務のうち次の職種は今後、日本下水道事業団が公告又は公示する案件において担当技術者(暫定担当技術者であるものを除く。)の手持業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が1000万円未満の場合は、この限りではない。

■土木 □建築 ■機械 ■電気 ※ ■は主な担当技術者の職種とする。

- (10) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。
- (11) この公告に係る対象範囲の業務については、原則として管理技術者、担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)及び照査技術者を変更できない。
- (12) 担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)の補助として副担当者を配置することができる。
- (13) 副担当者の資格要件は、別紙2. に示す。
- (14) 詳細は入札説明書による。